

所管部課	教育部青少年課	部長	小俣 学		
件名	東大和市立学童保育所条例施行規則の一部を改正する規則について				
	区分		1 審議事項	○	2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市立学童保育所条例			
	部課機関				
<p>1. 要 旨</p> <p>東大和市立学童保育所条例施行規則について、学童保育所の入所申請に際し、従前の基準指数に加え、単身赴任者等の調整指数の新設、生活困窮による育成料等の免除手続きの変更、疑義が生じる点の明確化等の所要の改正を行う。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者の状況による入所順位を変更する。 ・基準指数について、入所基準の保護者の状況の明確化を行う。 ・基準指数表の備考において指数の加算、減算をおこなっていた内容及び単身赴任者の加点を調整指数として新設する。 ・生活困窮による育成料等の免除について、免除決定後も要件に該当していることを書面提出により確認するものとする。 ・その他所要の文言整理を行う。 <p>(2) 施行日 令和5年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・より監護の必要な児童の健全な育成を図ることができる。 					
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>(1) 文書課において審査済み。</p> <p>(2) 令和4年10月28日開催の教育委員会定例会において承認済み。</p>					
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p> <p>特になし</p>					
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議報告後、関連事務を速やかに進めたい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。